

令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務
公募仕様書

本仕様書は、あわら市（以下「発注者」という。）が「令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務（以下「本業務」という。）」の受注者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

令和8年度あわら市観光まちづくり推進事業委託業務

2 業務目的

本市の観光のトップブランドであるあわら温泉街の魅力を向上させ、地域全体の価値を高めていくこと、また、持続可能な観光地域づくりを推進することを目的とする。

3 業務概要

「あわら温泉街再整備基本計画」の実現に向けて、各種会議体の運営支援、ハード整備に伴う事業運営体制づくり、観光地経営の仕組みづくり、プロジェクトの情報発信などを行い、全体を取りまとめながら、持続可能なエリアマネジメントの体制づくりを行う。

4 業務内容

(1) 履行期間 契約日～令和9年3月12日

(2) 内容

「あわら温泉街再整備基本計画」の実現に向けて、下記内容を実施する。

【全体計画・調整】

《全体管理》

- ・別紙1の全体スケジュールに沿って、全体の進捗管理を行いながら、全体を統括する。
※基本設計については、予算措置を前提に本業務との連携の下で別の業務として進めることを想定しており、本業務の直接の範囲ではない。

《推進体制（デザイン会議・推進会議等）運営支援・議事録作成》

- ・あわら湯のまちみらいプロジェクトデザイン会議（8回以上）を実施する。
- ・あわら市観光まちづくりビジョン推進会議（2回程度）を実施する。
- ・その他、会議に向けて必要となる個別打合せ、ヒアリング等を実施する。

《プロジェクト推進》

- ・あわら温泉街再整備基本計画の中に掲げる6つのコンセプトの実現に向け、別紙2（観光まちづくり推進プロジェクト整理）にある①～④の4つのプロジェクトを推進し、「あわら温泉街夜間景観づくり事業」で推進する「よるもうでプロジェクト」、セントピアあわらの検討に関しては、基本計画と整合する観点から必要に応じて支援する。
- ・別紙2の①～④の各プロジェクトに担当者と現地担当者（再委託先可・他プロジェクトとの兼務可）を配置し、毎月進捗報告（月1回）を行う。
- ・その他、あわら温泉街再整備基本計画に沿った民間主導のプロジェクトが動く場合はその都度、支援方法を協議する。

【中核事業組成・観光地経営体制づくり】

《あわら温泉湯のまち広場や湯〜わく Stand（仮称）の事業・運営体制づくり》

- ・湯のまち広場や湯〜わく Stand（仮称）の整備内容に反映するために、目指す事業イメージと事業スキームの検討を行う。
- ・湯のまち広場や湯〜わく Stand（仮称）などのパブリック空間の運営と活用の担い手を育成する。

《観光地経営の体制づくり》

- ・上記の公共空間の運営スキームを決定後、エリアマネジメント体制（機能・組織・財源）の想定スキームについて、関連団体の合意形成を図り、方針決定の支援をする。
- ・エリアマネジメント組織の財源としての入湯税の引き上げ等についての勉強会を実施し、関連組織の合意形成を図る。
- ・入湯税等の使途を評価する仕組みやスキーム案を作成する。

【プロジェクトの情報発信】

《プロジェクト発信基盤としての専用WEBページ・SNS構築・運用》

- ・情報発信の全体戦略に基づき、プロジェクト専用のHPを立ち上げ、あわら湯のまちみらいプロジェクトの実現に向けた進捗やまちの動きなどを発信する。（毎月5回以上更新）
- ・SNS（あわら湯のまちみらいプロジェクト Instagram を想定）を活用し、各プロジェクトの動きや各種イベントの告知など、広く発信する。（毎月5回以上投稿）

《オープンなトークイベント実施》

- ・各プロジェクトやそれに関連するテーマなどについて、オープンな議論の場としてのトークイベント等を実施する。（年6回以上）

《地域ブランディング》

- ・あわら温泉をより魅力的に発信するための地域ブランディングを行い、戦略的な発信を行う。

5 委託価格（契約上限額）

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下とすること。

6 成果品等

(1) 委託業務実施報告書3部及びデータ一式

「全体計画・調整」・「中核事業組成・観光地経営体制づくり」・「プロジェクトの情報発信」の成果報告書、各種会議議事録、打合せ簿、その他関係資料

7 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に発注者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務は、あわら市契約事務規則に基づき、契約を履行する。
- (2) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。